

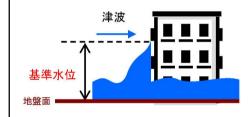
<留意事項>

【津波災害警戒区域】 〇「津波災害警戒区域」は、津波 防災地域づくりに関する法律(平成 23年法律123号(以下、「法」とい う。))第53条第1項に基づく区域

○「津波災害警戒区域」は、津波 浸水想定(法第8条第1項)を踏ま え、津波による人的災害を防止す るために警戒避難体制を特に整備 すべき区域です。

【基準水位】

〇「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。 ○「基準水位」は、津波浸水想定 に定める水深に係る水位に建築物 への衝突による津波の水位の上 昇を考慮して必要と認められる値 を加えて定める水位であり、地盤 面からの高さ(メートル単位)で表 示しています。 (下図参照)



【地形(標高)データ】

○基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成24年度時点 の海岸における3D電子地図、基盤 地図情報等をもとに作成している ため、その後の開発に伴う盛土や個 別施設の微細な土地の形状が現況 と異なっている場合があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は平成25年に刊行さ れた数値地図(国土基本情報) 電子国土基本図(地図情報)をもと に作成しているため、道路や建物など が現況と異なっている場合があります。



N	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
縮尺	告示番号	第138号
	告示年月日	令和2年3月6日
1:2,500	市町村名	下田市
	箇所番号	21-92

0.0 基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))